

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター
第 70 号 2020 年 5 月

HEADLINE

本号では、2020年2月4日に公益財団法人アジア刑政財団、経営法友会、公益社団法人商事法務研究会、そして当財団の4団体共催で商事法務研究会会議室にて開催しました「企業と法務の共催フォーラム」を取り上げました。今回同フォーラムでは、「企業と司法取引」と題して、「日本版司法取引」制度が企業にとってその存立にもかかわる重要な制度であるとの理解のもと、その制度がどのようなものなのか、企業としてこれにどう向き合っていくべきかについて、当財団の大野理事長（元検事総長、アジア刑政財団評議員）が基調講演を行っています。

（目次）

開会挨拶

アジア刑政財団副理事長 山下 輝年 2

基調講演 「企業と司法取引」

元検事総長 大野 恒太郎 3

- 1 最近の事件と司法取引 3
- 2 司法取引制度導入の経緯 4
- 3 日本版司法取引制度の概要 7
- 4 企業における司法取引への対応 11
- 5 司法取引制度が企業にもたらすもの 16

質疑応答 17

【資料】（リンクをクリックすると、資料を閲覧できます。）

- ・「会場で上映した資料」
- ・「配布レジュメ」

開会挨拶

山下 輝年（アジア刑政財団副理事長）

皆さんこんにちは。私は、アジア刑政財団（ACPF）の副理事長兼事務局長の山下輝年と申します。今回、「企業と法務の共催フォーラム」と題しまして、アジア刑政財団、経営法友会、国際民商事法センター（ICCLC）及び商事法務研究会の4団体共催でこの催しを開催いたしました。

各団体ともそれぞれ月例会やフォーラム、セミナーなどの似たような活動をしておりますが、接点がありませんので、ACPFとしましては、今回、大野恒太郎元検事総長に講演をお願いしたのをきっかけに、一度一緒に集まってやってみればシナジー効果生まれるのではないかとということで企画いたしました。

司会進行を仰せつかった役得を使いまして、少々ACPFの宣伝をいたします。

主な活動は3つございます。皆さんとの関係のあるものから説明しますと、年に一度、経営法友会とセミナーを開催しております。また、日本内外の刑事司法の制度や運用の正しい理解と言いますか、広報もやっております。そして元々の活動は、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）の支援です。UNAFEIは、国際研修を実施している法務省の機関ですが、来る4月に国連刑事司法犯罪防止会議、いわゆる「京都 kongress」が行われますが、これに向けた活動も行っております。

どんな団体かと申しますと、パンフレットの関係図を見てくださると分かりますが、左側は国連の関連を表しており、右側は日本の政府組織の関係性を示していきまして、その間に位置して活動しているのがACPFであり、公益財団法人であるとともに国連NGOとして活動しております。

民商事法の法整備支援は、関係図の右下の国際協力部で行っておりますが、そこを支援しているのが国際民商事法センター（ICCLC）となり、ACPFとICCLCは、いわば似た立場にあります。

今回のセミナーは、ACPFとしては3回目でございますが、1回目は刺激的なタイトルで行いまして、2回目は独占禁止法改正の話でございました。

この種行事では来賓挨拶等の儀式がよく行われますが、こちらではそういう堅苦しいことは抜きにして、袴を脱いで非常に近い距離でお互いに質疑応答を含めて理解を深めようということで実施しております。

それでは講師をご紹介します。大野恒太郎元検事総長でございます。大野先生は1952年4月1日生まれ、1976年に検事に任官してから40年以上にわたり法務検察の中で活躍してこられました。途中ではハーバードロースクールにも留学されておられますし、刑事局長、事務次官、検事長もされておられます。裁判員制度や司法取引制度にも携わっておられます。実は、我々の世界ではジョークがございまして、「総長」といいますと日本には3種類しかいません。検事総長、大学の総長とヤクザか暴走族の総長ということになります。同時に複数いるのが大学の総長とヤクザの総長ですが、検事総長は1人しかいませんので、今日ここにお迎えできたことは非常に光栄です。しかし、「元」検事総長となると結構な人数がいますが、数ある元検事総長の中でも唯一「一人」、今回の京都 kongress の招致演説をカタールのドーハで検事総長としてされました。そういう意味ではお一人です。

早速講演に移りますが、事前の打ち合わせで、大野先生からは、ぜひ活発な質問をしていただきたいと言われております。特に経済界、経営法友会の会員の方からの質問は大歓迎したいとおっしゃっていましたので、よろしく願いいたします。国会での答弁にも慣れておられますので、どんどん質問して下さるようお願いいたします。

それでは、大野先生、よろしくお願い申し上げます。

基調講演 「企業と司法取引」

大野 恒太郎（元検事総長）

ご紹介をいただきました大野でございます。本日はお忙しい中、お集りいただき感謝しております。

きょうは、司法取引につきまして、目次の順序でお話したいと思います。概要はお手元に配布したレジュメのとおりですが、パワーポイントで正面の画面にも表示していますので、こちらをご覧くださいと思います。

1 最近の事件と司法取引

それでは、導入部ということで、ゴーン氏の事件から始めたいと思います。

昨年、カルロス・ゴーン氏がレバノンに逃亡したことは大変衝撃的なニュースでした。その後、ゴーン氏はレバノンにおいて記者会見を行い、日本の刑事司法を批判しました。そして、そのような不当な刑事司法の犠牲者である自分がそこから脱出したのはやむを得ないことであったと自己を正当化する主張を行ったものです。

こうしたゴーン氏の主張に対して、日本の報道機関の論調は、一部を除いておおむね批判的でしたが、海外の有力メディアの中には、むしろゴーン氏の主張に理解を示すものが目につきました。

これはゴーン氏逃亡の直後である今年の1月2日付のアメリカのウォール・ストリート・ジャーナルの社説「The Carlos Ghosn Experience」です。この記事は、日本でひどい扱いを受けたゴーン氏が日本を脱出したことは責められないと結論づけています。そしてこの記事の中で、例えば、検察官が身柄を拘束されたゴーン氏に自白を強要するため、数週間にわたって弁護士の同席のないままゴーン氏を取り調べたとか、保釈が認められた後も裁判所が妻子との接触を制限したとか、あるいは日本においては起訴された被告人の99%以上が有罪になるのであるから公平な裁判は期待しがたいというようなことを述べています。

この記事も同じウォール・ストリート・ジャーナルがゴーン氏の記者会見の翌日の1月9日に掲載した社説ですが、「Ghosn, Baby, Ghosn」というタイトルがつけられています。ここでもゴーン氏が会見で述べたことをそのまま引用した上で、それが説得力のある無罪主張であったと評価しています。

こうした状況に対し、法務大臣は、ゴーン氏記者会見の直後、深夜に緊急記者会見を行い、ウォール・ストリート・ジャーナル紙に反論を掲載するなどしました。また、法務省は1月21日にそのホームページに「わが国の刑事司法について国内外からのさまざまな指摘やご疑問にお答えします」というコーナーを設けて日本語と英語で説明を掲載しました。

これは日経新聞の1月20日付の「ゴーン元会長止まらぬ主張」と題する記事です。ゴーン氏が潔白会見後も海外発信を続けていることや、これに対して日本の当局が国際世論への影響を懸念して国際的に反論を試みていることを記載し、ゴーン氏と並べて森法務大臣の写真を掲載しています。

ゴーン氏の逃亡は、このように異例の展開をたどっておりますが、皆さんはこうした批判を耳にしてどう思われるのでしょうか。ゴーン氏が逃亡したことは別にして、皆さんの中には日本の刑事司法というのは国際的に見てそれほど特殊なのか、一体大丈夫なのかと不安を覚えられた方もおられるのではないかと思います。

ところで、このゴーン氏の事件は本日のテーマである司法取引によって解明された事件です。日本の刑事司法は司法取引の導入によって大きく変わりました。

ゴーン氏や海外メディアによる日本の刑事司法批判は、多分に司法取引を導入する前の、いわば従来型刑事司法に向けられたステレオタイプのものです。もちろんそうしたステレオタイプの批判に対しては、日本の検察も裁判所もそれなりの反論があります。そうした反論をさておいても、従来型刑事司法に対する批判は、きょうお話する新しい仕組みの下で解明されたゴーン氏の事件にはおよそ当てはまらないと言わざるを得ません。つまり、俗な言い方をしますと、「ゴーンさん、あんたにだけは言われたくないよ」ということになるわけです。

ところが、ゴーン氏はそうしたステレオタイプの先入観に乗じて、問題を自分の犯罪や逃亡から日本の刑事司法批判にすり替えて内外の世論を操作しているのです。

そこで、司法取引ですが、この事件においては、日産側の役職員が検察側と司法取引を行ったとされています。彼らはゴーン氏の共犯者として自分たちの刑事責任を問われかねない立場にありました。そうしたことから司法取引によって自分たちの刑事責任に対する処分の免除と引き換えに検察側に対して積極的に供述を行い、証拠を提出したと言われております。

司法取引は2016年の刑事訴訟法改正によって導入された新しい制度で、一昨年、2018年6月に施行されました。これまで司法取引が行われたとして報道された事件は3件あります。ゴーン事件はその2件目に当たります。司法取引制度はわが国の刑事司法のあり方を大きく変えたばかりではなく、皆様方企業側の危機対応、コンプライアンスのあり方にも大きな影響を与えます。

私は、先ほどのご紹介にもありましたが、法務・検察に在職中、こうした制度の新設にかかわりました。

そこで、今日は、企業やその役職員の立場から司法取引をどうとらえるべきかについて、できるだけわかりやすく説明したいと思います。会場を見渡しますと、中には専門家と思われる方々のお顔も散見されますが、本日は、専門的、技術的な点よりもっとざっくりした内容のお話をするということでご了解をいただきたいと思います。

2 司法取引制度導入の経緯

○ 我が国において従来司法取引制度がなかったのはなぜか

はじめに、わが国で最近まで司法取引制度がなかったのはなぜかということについて述べます。端的に言いますとその必要がなかったからでした。

犯罪があれば捜査が行われ、裁判を経て犯人を処罰する、それが刑事司法です。世界のどこの国でも刑事司法制度が存在します。そうした中で、わが国の刑事司法には、従来、ほかの先進国には見られない際立った2つの特徴がありました。それが何かと言いますと、第1に、捜査においては関係者の取調べがその中核として極めて重視されたということであり、第2に、裁判においては、捜査段階で作成された供述調書が非常に大きな役割を果たしてきたということです。こうした特徴のあるやり方はわが国独特のものでありました。それによって精密な事実認定や非常に高い有罪率が実現されました。

もっとも、この点に関連してゴーン氏は日本における極めて高い有罪率が、その刑事司法の検察寄り姿勢、不公平性を示していると主張します。しかし、それは不当な見方です。日本においては無実の人が裁判にかけられる負担を避けるために、検察官が有罪の確信を持てる場合に限って起訴するという運用が確立しています。つまりほかの国に比べて起訴する際のハードルを高く設定して起訴を慎重に絞っているわけですから、有罪率が高くなるのは当然です。そして、従来そうした高いハードルをクリアするために、徹底した取調べが行われ、詳細な供述調書が作成されていたので

す。

ところで、わが国においてこうした独自のやり方が成り立っていたことには2つの前提条件がありました。1つ目は、取調べにおいて捜査官が真相を話すよう説得することによって大方の被疑者が自白していたことです。2つ目は、裁判所が多くの場合、捜査段階で作成された供述調書、とりわけ犯行の自白を内容とする調書を証拠として採用してきたことです。これが従来型の刑事司法であり、時に厳しい批判を受けることもありましたが、長期間日本に定着して、その良好な治安の維持に大きな役割を果たしてきたことは否定できません。そして、被疑者・被告人—法律上は起訴されるまでを被疑者、起訴された後は被告人と呼ぶのですが—が犯行を自白することは、その立ち直りを促進する上でも有益だと考えられております。

そうした従来型のやり方を最大限に活用してきたのが地検の特捜部です。皆さんは「割り屋」という言葉を聞いたことがありますか。「割り屋」というのは自白を獲得する力量のある検事を指しています。そうした検事が事件を解明する上で非常に重要な役割を果たしてきました。特捜部が手掛けたロッキード事件、リクルート事件、佐川・金丸事件、ゼネコン事件等、政財界にかかわる大きな事件は、いずれもそうしたやり方で解明されてきたものです。私もそうした従来型の刑事司法にどっぷりと首まで浸って、特捜部等で仕事をしてきました。

○ なぜ司法取引制度が導入されたのか

ところが、こうした従来型の刑事司法は次第に行き詰まりの様相を呈するようになりました。それが司法取引導入の理由につながるのです。

それは具体的にどのようなことであつたか。まず、従来型刑事司法の1つ目の前提条件である自白の点です。国民の意識が変わり弁護活動も活発化していくことによって、捜査側の努力にもかかわらず自白は次第に得にくくなり、取調べで事件を解明することが難しくなっていました。

それでは2つ目の前提条件である裁判における供述調書重視の点はどうかと申しますと、この関係では裁判員制度導入の影響が大きいのです。裁判員制度というのは皆さんもご存じのとおり、一般の市民の中から選ばれた裁判員の方が裁判官と一緒に重大な刑事事件の裁判に加わる制度です。司法制度改革の一貫として導入され、2009年に実施されたので、昨年満10周年を迎えました。

裁判員裁判においては、裁判員の方に長い供述調書を読んでもらうわけにはいきません。そこで、もっとわかりやすい法廷での供述が重視されるようになりました。そして、その影響は裁判員裁判だけではなく、一般の裁判にも及んでいくのです。

しかも、この時期、いわゆる冤罪事件が立て続けに発覚いたしました。

著名な例としては皆さんも耳にされたことがあるのではないかと思います。2010年の足利事件再審があります。これは幼女殺人事件ですが、その捜査が行われた1991年当時、現場に残された体液のDNA型が被告人のDNA型と同一と鑑定されていました。

ところが、その後の技術の進歩でDNA鑑定の精度が上がり、桁違いに正確になってきたことにより、実はそれが別の型であるということが明らかになったのです。この事件においては、被告人が捜査段階で自白をし、自白調書が作成され、それが有罪判決の根拠にされていました。それにもかかわらず、最新のDNA型鑑定の結果、その自白調書の内容が事実と反するものであることが判明したわけです。

こうした事件が相次ぐことによって、捜査段階において作成された供述調書の信用性が次第に低下し、裁判所も供述調書をこれまでのように広く証拠として採用しなくなりました。従来型刑事司

法を成り立たせていた2つ目の前提条件である調書の証拠採用についても事情が大きく変わってきたのです。

そのようなことで、取調べと供述調書の2つに大幅に依存した従来型刑事司法は、その前提条件が失われ、次第に行き詰まりの様相を呈するようになっていきました。

そして、決定的だったのが、皆さんもご存じの2010年大阪地検特捜部が捜査した厚生労働省村木厚子さんの事件です。この事件では、検事が証拠を改ざんするなどさまざまな問題が明らかになりました。けれどもその中でも構造的な問題は、村木さんの指示があったという内容の厚生労働省関係者の調書が検事の誘導によるものとしてことごとくその信用性を否定されたことでした。それによって検察やその調書の信頼性が地に落ちました。こうした事件をきっかけに、かつてない検察批判が巻き起こり、特捜部解体論すら主張されました。

そうした中で検察改革、刑事司法改革が行われ、その結果、先ほど申し上げた2016年の刑事訴訟法改正が実現したのです。

刑事司法改革、刑事訴訟法改正の趣旨を一言で言いますと、それは従来型の刑事司法における取調べ、供述調書への過度の依存から脱却して、証拠収集手段を多様化するということです。

具体的には、司法取引あるいは刑事免責の導入、通信傍受の拡大や要件の緩和等です。中でも企業の皆さんにとって実務的に特に重要なものが今日お話しする司法取引です。

このような司法取引を含む捜査手法は、実は諸外国では事件関係者が自白をしないということを前提に早くから活用されてきたものでした。したがって、日本の刑事司法はようやくほかの先進国並みの制度へと歴史的、構造的な転換を遂げたこととなります。

以上が司法取引制度が誕生するまでのいきさつです。

しかし、司法取引制度はそうすんなりと受け入れられたものではありませんでした。

○ 司法取引は犯罪者と取引をするもので司法の公正さに反しないのか

そもそも司法取引と言いますと、何やらダークな響きがないわけではありません。

そして、制度導入の議論の際には、検察の先輩を初めとする従来型刑事司法を担ってきた人たちからは大変厳しい批判がありました。

つまり、「犯罪者と取引するというのは一体何ごとか。取り調べで真実の自白を得られないのは今の検事の力量が落ちているからだ。司法取引は健全な国民感情に反する。」などというわけです。

けれども、先ほど述べたような刑事司法をめぐる環境の変化を考えますと、もはやそうした精神論で乗り切れるような事態ではなくなっています。

仮に新しい時代の下でも、なお取調べ、供述調書に依存したこれまでの刑事司法を維持しようとするれば、真実を解明できず犯罪に有効に対処することができない事態に陥ります。そして、従来の手法で何が何でも事実を解明しようとするれば、無理な取調べが行われて、また冤罪を生み出すことにもなりかねないのです。

そこで、翻って社会正義の観点から考えると、一番重要なのは、重大な犯罪の全容を解明して、その主犯を処罰することです。

企業犯罪を含む組織的な事件においては、主犯は自分よりもしばしば地位の下の者に指示をして直接の犯罪行為を行わせ、自分はその背後に隠れています。そのため処罰は、表に表れた下の者にとどまり、主犯は罪を免れる場合が少なくありません。しかし、これでは正義公平の感情に反しますし、犯罪を抑止する効果に欠けることにもなります。

それでは、主犯の責任を問うためにはどうすればいいのでしょうか。そのためには下の者が主犯からの指示を証言するなど、主犯と犯罪を結びつける証拠を得ることが必要です。ところが、下の者から主犯の指示に関する証言を得ることはなかなか容易ではありません。もちろん、下の者が地位が上である主犯の報復や影響力を恐れるという点もあります。ただ、それと同時に、主犯からの指示も含めた犯罪の全貌を明らかにすると、今度は自分もまた処罰されかねないという事情があるわけです。正直に事実を明らかにすると自分の刑事責任を問われる恐れがある場合に、なお真実を供述し捜査に協力することを期待するというのは実際のところ難しいのです。

こうした人間性の本質に鑑み、真実を発見するために必要なインセンティブとして司法取引が導入されました。つまり、司法取引には事案の真相を明らかにして、最も責任の重い主犯、背後の黒幕・巨悪を処罰するため、それよりも地位が下で役割の軽い共犯者の処分を免除したり軽くしたりすることによって、その協力を得やすくしようというものです。したがって、司法取引には真実発見を目的とし、そのために必要な協力を促進する手段として、公益の観点から十分な必要性・合理性があると考えられるのです。

そして、先ほども少し申しましたが、日本以外の文明国においては、その内容に違いがあるにせよ、多かれ少なかれ司法取引に類する制度が採用されて活用されており、国際的にもその制度の合理性・正当性は当然視されているのです。

3 日本版司法取引制度の概要

○ 「日本版」というが、諸外国の制度とどこが違うのか

さて、それでは「日本版司法取引制度」というものは一体どのようなものなのでしょうか。

「日本版」と言うのは、諸外国のものとは違う点があるからです。まず1つ目は捜査協力型に限られるということです。捜査協力型と言いましたけれども、これは「他人の刑事事件の捜査に協力する」という意味で、単に自分の事件について罪を認めるもの、自白型—専門的には自己負罪型と言うのですが—ではないということです。

日本が司法取引を「他人の刑事事件の捜査に協力する」というタイプに限定したのは、そうした事件に対する捜査協力こそ司法取引の必要性が最も高く、国民の理解を得やすいと考えたからでした。

これに対し、外国では、自分だけがかわる事件でも取引で自白をすれば処分を軽くするという制度が広く認められています。こうしたいわば自白型においても司法取引を認めるのは、主としてこれは刑事司法を効率的に運営しようという意味合いからだとして理解されています。

けれども、日本では今回自白型の司法取引を採用せず、捜査協力型に限定しました。それはなぜでしょうか。

その背景にある考え方は、「悪いことをしたらそれを認めるのは当然である。まず否認しておいて軽い処分の約束と引き換えで初めて自白するというのは、いわばごね得を認めることに通じる」というものです。日本人の中にはそうした考え方が根強いことに配慮して自白型の司法取引は今回採用されませんでした。

もっとも、司法取引が想定される最も典型的な事件というのは、先ほど申し上げたように共犯事件です。共犯者の中で地位が下の者の協力を得ることによって事件の全貌を明らかにして、上の者の刑事責任を追及しようというのが基本的な趣旨です。

共犯事件というのは、下の者にとって、自分の事件であるとともに、他人つまり主犯の事件でも

ありますので、主犯の事件について供述して捜査に協力するという事は、同時に自分の事件について自白するという、いわば両面性を有することになります。そして、共犯事件については、他人つまり主犯の事件の捜査に協力するという側面を重視して司法取引可能な事件に分類されているのです。

もう1つ、日本の司法取引で独特な点は、対象犯罪を限定しているということです。具体的には組織的に犯されることの多い財政経済犯罪と薬物銃器犯罪に限定されています。その理由は、こうした犯罪について制度活用の必要性が特に高く、しかも国民の理解を得やすいと考えられたからです。

企業犯罪は、財政経済犯罪と概ね一致し、その罪名としてどんなものがあるかと言いますと、脱税、金融商品取引法違反、つまりインサイダー取引や、粉飾決算、相場操縦、独禁法違反ですと入札談合や価格カルテルがあり、不正競争防止法違反は外国公務員贈賄や産業スパイを含みます。刑法に規定されているものとしては、贈収賄、詐欺、横領、背任、文書偽造等が列挙されております。

これに対し、殺人や傷害等の身体犯や強盗罪等は対象犯罪ではありません。また、同じ財産犯でも窃盗罪等は対象犯罪に含まれていないのです。

○ 司法取引の内容には何が含まれるのか

次に、司法取引の内容には何が含まれるのか。取引をして合意をするのですから、事件関係者側つまり被疑者側と検察側のそれぞれに一定の行為を義務付けています。

まず、事件関係者側に義務付けられる協力行為としては、取調べにおいて主犯からの指示も含めて事実関係を包み隠さず供述すること、そしてそれを主犯の裁判においても証言すること、さらに証拠物の提出等があります。証拠物としては、会社の内部書類、メール等の電子データ、録音データなどが典型的なものです。

もう一方の検察側には何が義務付けられるのか。事件関係者側の協力行為の見返りに検察側が約束する刑事処分上有利な取り扱いとしては、不起訴や求刑の軽減、略式命令のように簡略な手続きを求めること等があります。

その処分がどの程度軽くなるのかというのは事件の重大性、協力行為の内容等さまざまな要素で異なってきます。

単純明快な不起訴は別にして、求刑を軽減する場合には、事件関係者の側にとってはその求刑が司法取引のない場合に比べて本当に減らされているのかどうかは必ずしも明らかではありません。そこで、検察側としては、事件関係者の捜査協力を得るために、当人やその弁護人に対して当然軽減の程度を具体的に説明するはずですが、それでも事件関係者の側で納得がいかない場合には司法取引は成立しません。

ところで、事件関係者の側にとってとりわけ切実な関心は、レジュメのお書きの後に書きましたように、逮捕されるかどうかという点、身柄の取り扱いだと思われれます。それならば、捜査協力をすれば逮捕されないこと、あるいは身柄を拘束されている場合であれば保釈に賛成してもらえらること等、そうした点は合意の内容に含まれるのでしょうか。

法務当局の見解では、身柄拘束というのは事件の処分そのものではないという理由で、合意の内容には含まれないとなっています。ただし、理論上、これが合意の中身に含まれないとしても、捜査協力を約束して予定される処分について合意がなされれば、大体の場合がそれによって逃げ出したり証拠隠滅を図る恐れは典型的になくなると思われれますので、実際にはこの司法取引を行えば身

柄を拘束される事態を避けることができるだろうと考えられます。

○ 司法取引はどのような手順で行われるのか

次に、司法取引はどのような手順で行われるのか。その申し込みは検察側、弁護側どちらの側から行われるのか。これはどちらの側からの申し込みもあり得るということです。そして申し込みに基づいて協議が行われます。この際、弁護士の関与が不可欠です。

司法取引を結ぶに先立って行われる協議の過程で、検察は事件関係者から提供される予定の証拠について事実確認、いわば瀬踏みを行います。最も典型的な例としては、弁護人同席の下で本人から供述を聴取して必要な裏付け捜査を行うことが考えられます。それによってその供述内容、つまり協力の内容が真実なのか、それが司法取引に値するかどうかということが判断されます。そうした協議によって検察側を説得して、どの程度処分を軽くさせられるのかというのは弁護士の腕の見せ所だろうと思います。

そして、弁護側と検察側の間で合意が成立すると、その合意の内容を書面で確定します。合意が成立して書面が作成された後は、合意に基づいて取調べで真実を述べることや、証拠物の提出あるいは主犯の裁判における証言等の協力的行為が行われ、これと引き換えに協力者に対する処分が免除され、あるいは軽減されることとなります。

もっとも、司法取引の申し込みを受けて協議が行われたとしても、必ずしも合意に至るとは限りません。例えば、検察側としてそのような協力的行為では司法取引を行うだけの価値がないと考えた場合や、事件関係者の側として提示された処分は重すぎて納得できないという場合がこれに当たります。

そうした合意不成立の場合にはどうなるのか。協議の過程において瀬踏み、事実確認の際に供述を行うということを申し上げましたが、そうした供述は、法律上基本的にその後本人に対しても主犯に対しても証拠として使えない取り扱いとなっています。そうでなければ協議の際に事件関係者の側において協力的行為の中身を明らかにすることに二の足を踏むことになって、円滑に司法取引を行うことができなくなるからです。もっとも、合意不成立の場合にはいろいろなケースがありますし、本人の供述はともかく、そこから新たに見つけられた証拠はどうなるのかというような議論がありますが、そこは細かくなりますのでこの場では先に進むことにします。

○ 司法取引というが、裁判所も取引の当事者になるのか

さて、司法取引と言われるのですが、裁判所は取引の当事者になるのでしょうか。

そもそも今回の制度はなぜ司法取引と呼ばれるのか。それは、参考例とされた英米における制度が司法取引と呼び慣らされているからです。もっとも、英米における司法取引で最も頻繁に用いられているのは先ほど申し上げた日本では認められていない自白型です。英米では取引の結果、裁判で有罪の答弁が行われると、裁判所は原則としてそれに拘束され、証拠調べを経ずに有罪を前提とした量刑手続きに入ることとなります。こうした英米における制度は、答弁取引Plea bargainingと呼ばれ、それが日本では司法取引と訳されておりました。

これに対し、日本版の司法取引は捜査協力型に限られ、またその合意内容は取引の当事者ではない裁判所を法律上当然に拘束するものではありません。そうすると企業あるいはその役職員の側として、検察官との間で司法取引を結んだとしても安心できないではないかという疑問が出てくるのは当然です。そうした観点から検討すべきなのが不起訴や求刑の拘束力です。

まず、不起訴ですが、司法取引によって検察官が協力者を不起訴にした場合、裁判所は基本的に

検察官が不起訴にした事件を裁くことはできません。また、求刑についても、裁判所が検察官の求刑を超えた量刑の判決を下すことは極めてまれです。そして、仮にそのような量刑がなされれば、検察官としてはその量刑が重すぎるという主張をして上訴することになると思われます。

そうは言っても、こうした裁判所の関与の程度に鑑みると、司法取引という用語は必ずしも正確ではありません。しかも、司法取引には先ほど述べたように、いささかダーティーな響きもあります。実は、司法取引というのは通称に過ぎないのです。

今回設けられた制度は、法文上は協議合意制度とされており、学者も司法取引の用語を避けています。それにもかかわらず、私が今回の話で司法取引と言っているのはなぜかと言いますと、そうした言葉を使うのがすでに一般化していることを前提に、それがどういうものなのかを説明しようと考えたからです。

○ 司法取引は事実を曲げ無実の者に濡れ衣を着せるおそれはないのか

ここで、司法取引に対して寄せられる懸念について説明したいと思います。それは、司法取引は事実を曲げ、罪なき者に濡れ衣を着せる恐れはないのかということです。言い換えれば、「犯罪者が自分に有利な処分を得たいために、偽りの供述をして無実の他人を引っ張り込む恐れがあるのではないか」という問題です。これは「引き込みの危険」として立法段階で最も議論された点でした。

しかし、実際にそのような懸念は当たらないと言って良いと思います。

従来判例では有利な取り扱いをするという約束をして得られた自白は証拠とされないことにされてきました。その理由は、虚偽が入り込む恐れがあるという点にあります。そこで、今回の制度は虚偽が入り込むことのないように司法取引の手續や要件をきちんと法律で定め、その懸念を払しょくする手当てがなされているのです。

まず、1つ目は、司法取引にはその被疑者の弁護人が関与しなければならないという点です。弁護士の関与により、被疑者が心理的圧迫によって虚偽供述をすることを防ごうとするものです。

もっとも、ここで言う弁護人というのは司法取引をする事件関係者の弁護人であって、いずれ司法取引によって得られた証拠で訴追されることになる主犯の弁護人ではありません。しかし、司法取引をする被疑者の弁護人であっても、被疑者が嘘の供述をすれば、後でお話する虚偽供述罪等で処罰される恐れがありますから、そのようなことのないように注意するはずで

2つ目は、検察官としても取引をするに当たって得られる供述について十分な裏付け証拠があるかどうかを協議の過程で確認します。先ほど瀬踏みと申し上げたものです。そして、裏付けが十分に得られないようなものであれば司法取引には応じないものと思われます。現に検察は引き込みによる冤罪が発生しないよう、司法取引を行うに当たっては当面各検事や地検任せとしないで高検や最高検の了解が必要だとしています。したがって、少なくとも制度が定着するまでは極めて慎重で組織的なチェックが行われる見通しです。

そして、最も重要なのが、司法取引によってもたらされた証言等が使われる、つまり証拠調べが行われる主犯の裁判においては、先ほど申し上げた合意内容書面、司法取引の中身を書面にした合意内容書面が証拠として提出されるということです。それによって司法取引の事実がその裁判所やその事件における被告人である主犯の側にオープンにされます。したがって、取引に基づいてなされる証言は取引の経過を含めてその信用性について、引き込みの危険がないのか、反対尋問等を通じて慎重に吟味されることとなります。

最後に、先ほども少し触れましたように、司法取引の合意に違反してなされた虚偽供述や虚偽証

抛の提出は5年以下の懲役に当たる独立の犯罪とされたことです。したがって、いくら軽い処分を得たくても、虚偽の供述をすればかえって重い処罰が付け加わることになるので、そうした行為への抑止効果があると考えられます。

私は、これらの方策によって引き込みの危険を防止することは十分に可能であると思っています。

4 企業における司法取引への対応

○ 司法取引は企業にとってどのようなメリットがあるのか

さて、これからが今日のお話の中心です。まず、司法取引は企業にとってどのようなメリットがあるのか。

はじめに、その前提として刑事事件が企業にどのような影響を及ぼすのか見てみることにしましょう。

企業はその活動する過程でさまざまなトラブルにあうことは避けられません。その中でももっとも深刻なものが刑事事件です。刑事事件の疑いを生じ、捜査当局による捜査が開始されると、関係個所の捜索が行われ、多数の資料が差し押さえられ、関係者の身柄の拘束が行われることもあります。そして、マスコミの取材や報道が過熱すれば、その対応にも追われ、日常業務を遂行することは事実上不可能になります。刑事事件が発生した会社の社長等が謝罪等の記者会見を行い、カメラの放列の前で頭を下げる風景というのは決してめずらしいものではありません。そして、その事件がその後起訴された場合、企業は裁判等で一層長期間にわたり大きな負担を余儀なくされます。

こうした刑事事件は時に経営トップの辞任を避けられないものにします。さらには、株価の暴落や社会関係先からの反発を受けて企業の存続すら危ぶまれる事態を招くこともあります。そうした意味において、刑事事件は企業にとっていわば究極の危機対応を要する事態と位置付けることができるでしょう。

したがって、不幸にして刑事事件が発生した場合、あるいはその発生が見込まれる場合には、企業としてはいかにしてそのダメージを最小限にとどめるのかが問われることとなります。

企業をめぐって刑事事件が発生した場合の対応として、まず会社の刑事責任が直接問われるケースについて考えてみたいと思います。

ここで、法人である会社の刑事責任について少し触れますと、日本の刑法の下では通常刑罰の対象となるのは個人です。法人、会社や企業が刑事処罰の対象となるのは、法律上個人と法人の両方を処罰する両罰規定という特別な規定がある場合に限られます。

司法取引の対象犯罪のうち両罰規定が置かれているのは脱税、あるいは金融商品取引法、独禁法、不正競争防止法等でありまして、刑法は個人処罰だけを規定しています。

それでは、この両罰規定があるケースにおいて、会社に対する有罪判決が出るとどのような不利益があるのか。まず直接的には刑事罰として罰金を支払わなければなりません。これに付随するものとして公共入札からの一定期間にわたる排除、取引停止、各種業法上の許認可欠格事由、そして社会的評価のダメージ等があります。

日本の法律で定められている罰金の額というのは、諸外国に比べて著しく低いのですが、日本においては、罰金の額そのものよりも、刑事処分を受けたということに伴う社会的、経済的損失の方がはるかに深刻です。したがって、会社の刑事責任が問われ得る場合、つまり両罰規定がある場合に、企業としては、会社に対する刑事処分を回避し、あるいは軽減するため、会社が当事者となって司法取引を活用するメリットがあるのです。

それならば、両罰規定がなく、会社が被疑者として直接司法取引の当事者にならない場合はどうなのか。例えば、刑法犯である贈賄事件などの場合は、会社が法人処罰を受けるということはないので、企業は司法取引について関係ないと考えていいのかというと、決してそうではありません。

例えば、会社の役職員が会社の業務に関連して刑事事件を起こせば、その事件の影響は当然会社に及びます。贈賄事件に対する社会的な非難は会社に向けられます。そして、法律上法人である会社が処罰されず刑事罰は役職員個人にとどまる場合であっても、先ほど述べた有罪判決に伴うさまざまな社会的、経済的不利益の多くが会社にも及びます。したがって、会社としてはそうした事件においても会社に及ぶ不利益を最小限にとどめるために適切な対応をする必要があります。

ただし、今申し上げた贈賄事件においては、一般論として社会的にその処罰がもっとも強く望まれるのは、会社の側というよりも収賄側の公務員です。そうしますと会社側としては贈賄の事実があったと認める場合には、公務員の収賄事件の捜査に協力するという建て付けの下に贈賄を行った役職員に働きかけて検察当局との司法取引を促すということも考えられます。贈賄者に対して起訴は免れないような場合であっても、求刑を軽減したり、あるいはその司法取引が成立することによって事実上逮捕等の身柄拘束を免れるという効果を期待することも可能です。

もっとも、注意すべきことは、ここで司法取引を行う立場にあるのは、会社ではなく、あくまでも事件に関与した役職員です。したがって、その者がこれに応じない場合に会社として司法取引を強制することができないのは言うまでもありません。

さて、司法取引が企業にとって重要なのは、ただ今申し上げた関係者に対する刑事処分の軽減もさることながら、それが会社の社会的信頼の回復に大きくかかわるからです。会社が自ら当事者となって司法取引を行い、あるいはその役職員に働きかけて司法取引を行わせることは、過去の不正を清算する姿勢を明らかにして、社会の信頼を回復する上で大きな効果を有します。企業の立場に立てば、真に守るべきは会社の過去ではなくて会社の将来なのです。

ここでまたゴーン氏の事件に戻ってみたいと思いますが、ゴーン氏が起訴されたのは、自分の報酬額を偽って有価証券報告書に記載したという虚偽有価証券報告書提出罪と、サウジアラビアやオマーンの関係者に対して個人的な目的で日産の資金を不正に支出して日産に損害を与えたという特別背任の2つの罪名でした。そのうち、虚偽有価証券報告書提出罪には両罰規定がありますので、日産は理論上は司法取引の当事者となり得るわけです。これに対して、特別背任罪には両罰規定がありませんし、そもそも日産はその支出によって被害を受けたのですから被害者の立場に立つわけです。

ところが、日産は理論上司法取引の主体となり得る虚偽有価証券報告書提出罪についても自らは司法取引の当事者とはならず、その役職員である個人が司法取引を行ったというように報じられています。これは、恐らくゴーン氏という代表取締役が主導した犯罪である以上、日産の会社としての責任は免れないと考えたからではないかと思います。そして現に虚偽有価証券報告書提出罪については日産も起訴されています。

それにもかかわらず、司法取引の当事者ではない日産が虚偽有価証券報告書提出罪と特別背任罪—これは被害者の立場になりますが—のいずれについても事実上検察の捜査に協力したと思われることの背景には、日産の会社としての判断が働いたものと推測します。つまり、日産としては虚偽有価証券報告書提出罪によって会社が処罰されることになったとしても、その役職員の司法取引を会社として後押しして、ゴーン氏による犯罪の解明に全面的に協力することの方がはるかに重要であると考えたからだと思います。そして、そうすることによって社内外にコンプライアンスに対す

る日産の会社としての姿勢を明らかにして、事件によって損なわれる会社の信頼回復に役立てたいと考えたというように理解されるのです。

少し脱線しますが、ゴーン氏はこの司法取引は日産側が自分を排除するために仕組んだクーデターであると主張しているようです。しかし、刑事司法において問われているのは特別背任罪等の犯罪が成り立つかどうかの点です。したがって、ゴーン氏の唱えるいわゆる陰謀論は、問題を刑事事件の有無ではなく、日産社内の人事抗争にすり替えるものだと思います。ゴーン氏は、自分の逃走を日本の刑事司法批判によって正当化したのですが、それと同じように、特別背任罪等の成否を陰謀論とすり替えて国際世論を操作しようとしていると考えられるのです。

いろいろ申し上げましたが、要は、司法取引が企業の危機対応にとっては極めて有力な手段を提供するものであるということです。

○ 企業はどのようなケースにおいて司法取引を活用すべきか

それでは、企業はどのようなケースにおいて司法取引を活用すべきか。それはその立場によって異なる場合がありますので、まず、企業で働いている役職員、企業に身を置く個人の立場から考えてみたいと思います。

一番典型的な司法取引の例として、会社の粉飾決算事件において、その経理担当者が検察官の取り調べを受けているようなケースを考えてみましょう。担当者は上司の指示で偽りの帳簿記載を行っており、裏帳簿を隠し持っています。それを認めて裏帳簿を提出すれば会社の粉飾決算が明らかになるばかりか、実行行為者である自分の刑事責任も追及されることが懸念されます。さればといって、そのまま否認を続けていると、いずれ身柄を拘束される恐れがあるというまさにジレンマの状況に置かれています。

経理担当者としては、そうした場合、弁護士と相談して検察官に対して上司、あるいは会社の犯罪に対する捜査に協力するという司法取引を申し込むことが考えられます。そして、上司からの指示も含めて真実の供述をし、裏帳簿を提出することと引き換えに、不起訴処分、したがって事実上身柄も拘束されないという有利な取り扱いを受けることを相当程度期待することができるだろうと思います。

こうしたケースが役職員個人による司法取引の例です。したがって、皆さんの中にはそういう方はおられないと思いますが、会社組織の中で上司の指示を受けて心ならずも不正に手を染めてしまったというような場合でも、事案によっては司法取引を行って上司や会社に対する犯罪の捜査に協力することによって刑事処罰を免れる道が残されているわけです。

司法取引はこれまで3件報道されていると言いましたが、昨年11月に報道された第3号事件というのはまさしくこうした類型に当てはまるものであったと思われる。これはアパレル会社の社長等が会社の売上金を着服したという業務上横領事件でした。検察側と司法取引を行ったのは、社長等に指示されて着服金の出し入れ、つまり犯罪の実行行為を行った担当社員で、不起訴の約束と引き換えに社長らに対する捜査に協力したとのことです。

次に、役職員の立場からではなく会社の立場から見た場合の司法取引について考えてみましょう。これにもさまざまなケースがあり、今後事例が積み上げられていくものと思います。

そうした中で、司法取引が用いられた第1号事件、これは会社が司法取引の直接の当事者となったと伝えられています。第2号事件が先ほど述べているゴーン氏の事件で、会社は司法取引の直接の当事者にはなりませんでしたが、その役職員による司法取引を会社として後押ししたと言われて

おります。ここで、私が皆さん方の注意を喚起したいのは、この2つの事件はいずれも司法取引に先立って会社に内部通報があり社内調査が行われたと報道されている点です。

そうした内部通報が行われた場合、会社がこれを無視できるのでしょうか。内部通報を握りつぶせば、通報者は社外のマスコミや捜査機関に通報し、その中で会社には取り合ってもらえなかったと訴えることになるでしょう。そして、内部通報が推奨され、しかもインターネットが発達している現在、こうした情報は必ず外部に漏れ、瞬時に拡散するということを覚悟しなければなりません。したがって、会社としては内部通報があれば内部調査を開始しないわけにはいかないのです。

それならば、内部調査の結果、相当重大な犯罪の疑いが浮上した場合にどうすべきか。そうした場合に、司法取引がよい解決策を提供してくれるのです。

従来はどうだったか。従来は内部調査の結果を捜査機関に持って行った場合、それは自首に当たるとしても、果たして会社あるいは関係者に対してどのような処分が行われるのかは必ずしも予測できませんでした。そのため、これに二の足を踏むことが少なくなかったのです。

これに対して、司法取引は、企業側が先手を打って検察側に相談して処分について合意することにより、企業が受けるダメージを最小限のものにすることを可能にします。企業側としては、捜査のスケジュールやマスコミとの対応等について検察側との協議を通じて一定の主導性を持って準備することが可能になるからです。

さて、先程申し上げた第1号事件ですが、これは三菱日立パワーシステムのタイ国公務員に対する外国公務員贈賄事件でした。この事件においては、会社は司法取引の結果起訴されず、役職員が起訴され、中には争った者もありましたが全員有罪判決を受けております。

この事件に対する論評を見ると、会社が免責されて役職員だけが処罰されるのはトカゲのしっぽ切りであるというのがありました。詳しい事実関係を知りませんので、立ち入ったことは言えませんが、これは一般論としての的外れな批判だと思えます。と言いますのも、そもそもわが国における法人処罰は、両罰規定によって役職員個人に対する処罰と連動するものとされており、法律上法人がいわゆる主犯の地位に立つととらえることには無理があるような気がします。そして、実際上も会社としてコンプライアンスを重視して相当な措置を講じてきたにもかかわらず、一部の者が自分の営業成績を良くして社内の地位を上げようというような動機により会社の方針に反して密かに不正に走るというケースも存在するからです。

ところで、会社がかかわる事件というのは、1社だけの事件ではなく、ほかの会社にも跨るケースも少なくありません。談合がその典型例ですが、外国公務員贈賄のような事例においても、ほかの会社と共同してそうした行為に及ぶことがあり得ると思います。そうした場合に特に注意を要するのが、他社が先に検察側と司法取引を結ぶというリスクです。こうしたリスクは、あとでお話するカルテル事案における独禁法課徴金減免申請、いわゆるリニエンシー制度についてすでに顕在化しています。会社としては後手に回れば著しく不利な立場に置かれることとなります。

したがって、会社としては他社に跨る事案が存在することをつかんだ場合には、他社に先んじて司法取引を活用することを検討しなければならないのです。もっとも、遅れたらどうしようもないのかというところではありません。ある事件でほかの会社に出遅れたとしても、別の事件で司法取引を行うことによって、全体として処分の軽減を図ることはなお可能です。したがって、会社がある事件について調査を進める過程で、ほかの事件が存在することについても証拠をつかんだ場合には、それについて検察側に司法取引を申し入れることを検討すべきだと思います。とりわけ、元の事件について捜査当局が捜査を進めれば、遅かれ早かれその別事件が発覚する可能性があるという

ような場合には、先手を取ることが肝要です。

このように、企業の側から見れば司法取引を活用すべき場面には無限のバリエーションがあり得るのです。

○ 司法取引との関連で企業が留意すべき点

さて、司法取引の関係で企業にはいくつか注意すべき点があります。

1つ目は、最も責任の重い者の処罰を覚悟すべきことです。企業として自ら司法取引を行おうとし、あるいはその役職員の司法取引を後押ししようとする場合に、それは他人の刑事事件の捜査に協力することですから、その事件について、自分の会社の中で実質的に最も責任の重いものの処罰は覚悟しなければなりません。したがって、社長や担当の役員がその件に関与して一番責任が重いにもかかわらず、その下の職員に責任を押し付けて役員たちが罪を免れるような対応は許されないこととなります。検察側としても司法取引の運用上、国民の理解が得られることを重視していますから、そうした司法取引には応じないでしょう。

ただ、これには例外があります。すでに述べたようにその事件がほかの会社や公務員等社外の人にもまたがっており、その社外の人を「他人」とする事件としてとらえることができれば事情は異なってくるのです。

2つ目は、他人の関与を示す証拠を確保しなければいけないということです。検察側を取引に応じさせるためには、他人の刑事事件の捜査に役立つ信頼性の高い証拠を提出しなければなりません。したがって会社として徹底した内部調査を行い、事件に関与した役職員に事実関係を正直に供述させるということはもちろんですけれども、その供述を裏付けるメール等の物証を確保して提出することが重要です。

3つ目は、タイミングで、これが決定的に重要です。先ほども申し上げたように、その事件がほかの会社にも跨るときに、先にほかの会社が司法取引を結んでしまうと、多くの場合検察にとって重ねて司法取引を行う利益が失われます。その結果、会社としてはその事件について司法取引することができないということになります。それは、ほかの会社との関係だけではなく、自分の会社の役職員が会社に先んじて密かに検察と司法取引を結んだ場合も同じです。検察としてはその役職員から既に十分な証拠が得られていれば、重ねてその会社と司法取引をして刑事責任を減免する必要はなくなってしまいます。したがって、企業としては内部通報等によって刑事事件のきっかけをつかんだ場合には、内部調査を迅速に行い、それに基づいて司法取引を行うことについてもこれまで迅速、果敢な判断が求められるのです。

4つ目は、利益相反です。これまでお話したところから明らかなと思いますが、ひとたび会社絡みの刑事事件が発生しますと、会社と役職員間、また役職員相互の間の利益は必ずしも一致しません。先ほど来申し上げているように、司法取引を結ぶことについての競争ということもあり得るわけですが、それぞれの権利や利益を確保するためには、会社やその役職員が別々の弁護人を選任する必要があります。

最後に、これだけは絶対に忘れないでいただきたいのが、証拠隠滅の厳禁です。証拠隠滅は会社にとって最悪の自滅行為です。最近のデジタルフォレンジック技術の進歩により、一旦消去されたメール等のデータも相当程度復元が可能です。また、証拠隠滅はそれ自体が独立した犯罪で司法取引の対象犯罪とされています。したがって、例えば、部下に証拠となる書類をシュレッダーにかけさせた場合に、捜査当局の追及を受けた部下が司法取引に応じて自分の免責と引き換えに上司の指

示を明らかにすれば、その上司の身柄拘束は避けられないでしょう。のみならず企業が組織ぐるみの隠ぺい工作を行ったとして、そのリュピテーションに致命的なダメージとなり、取り返しのつかない事態を招きます。むしろ企業としては一旦問題が生じた場合には、無用の疑惑を招かないようにデータの削除や廃棄を禁止する措置をとるべきです。諸外国においてはすでにそれが常識になっているのです。この点については十分にご注意をいただきたいと思います。

○ 司法取引は我が国の国民感情に反し、活用されないのではないか

さて、よく質問されるのは、司法取引はわが国の国民感情に反し活用されないのではないかということですが、私は間違いなく活用されると思っています。

何よりもヒントは、独禁法違反の行政手続きにおける課徴金減免、リニエンシー制度の実績です。これはカルテルや談合等について公正取引委員会に進んで事実関係を申告すれば、申告の順序に基づいて課徴金の額が自動的に免除あるいは減額されるという制度です。2006年にこの制度が導入された当初は、そのように仲間を売るような制度は国民感情に反し、使われることはないだろうと言われていました。

しかし、ふたを開けてみますとまったく事態は違ったわけで、いまやリニエンシー制度を活用することが当然視されています。公取が公表している資料を見ますと、昨年3月末までの13年間で申告の件数は累計1,237件に達し、大手企業が軒並み名前を連ねています。それも当然であって、企業にとってはこの手続きを活用することに合理性、切実性があるからです。

実務上この関係で重要なのが、ご存知の方が多と思いますけれども、数年前の住友電工カルテル事件における株主代表訴訟です。この事件ではほかの会社が独禁法の課徴金減免リニエンシー申請をしたにもかかわらず、住友電工はこれをせず、そのため公正取引委員会から88億円の課徴金納付命令を受けました。これに対して、一部の株主が、リニエンシーを申請しなかったのは役員の善管注意義務違反に当たり、それによって会社に損害を及ぼしたとして、役員ら個人に対して課徴金の金額に相当する88億円の損害賠償請求を提起しました。最終的には2014年に和解で決着しましたが、役員らは個人で連帯して5億円を超える解決金の支払いを余儀なくされたのです。

こうした事件は、会社役員をしてリニエンシーを申請しないこと、制度を活用しないことのリスクを痛感させ、ますます会社をしてリニエンシー申請に走らせることになりました。

もちろん独禁法のリニエンシーと司法取引では異なる点があります。ただ、両者は同様の問題意識に基づくものですから、司法取引もいずれ活用されることは必至だろうと考えています。検察は現在まだこの制度の活用については非常に慎重な姿勢をとっておりますが、いずれ運用が軌道に乗ってその認知度・信頼度が高まれば、より積極的な姿勢に転じるものと思います。

5 司法取引制度が企業にもたらすもの

○ 企業をめぐって刑事事件が発生した場合のダメージ・コントロール

いよいよ結びです。

不幸にして企業をめぐって刑事事件が発生した場合において、司法取引が有するダメージ・コントロールの機能についてはすでに申し上げたとおりです。司法取引は何よりもまず会社あるいはその役職員に対する処分の免除、軽減を得る上で有用です。したがって、今後司法取引は刑事事件の弁護活動における有力な選択肢となると思います。これまでは当局に協力しても、その結果有利な処分が得られるかどうかを確実に予測することはできなかったために協力を躊躇せざるを得ない面

がありました。そこで、とりあえず検察側になるべく証拠を与えないようにして防戦して、それでも起訴された場合には、検察側から開示された証拠の内容を見て裁判で争うかどうかを決めるというように万事受け身の対応をすることが少なくありませんでした。しかし、今後はこれまでのように常に検察側と弁護側が対立するという、いわば二項対立的固定観念にとらわれず、司法取引によっていかに有利な処分を確保するのが弁護人に問われるようになりました。

さらに、繰り返し申し上げたとおり、司法取引は、企業が自ら膿を出す自浄作用によってコンプライアンスに対する姿勢を明らかにして、信頼、レピュテーションを回復する足掛かりとする上でも有益です。それは、裏を返せば、刑事事件が明るみに出たときに受け身で不適切な対応をしておかえて傷口を広げるような事態を避け、より主導的、積極的に、いわば災いを転じて福となすことに道を開くものなのです。

先ほど申し上げた、「真に守るべきは会社の過去ではなくその将来である」ということが、本日の決め台詞でありますので、この点を繰り返して強調したいと思います。

○ コンプライアンスの強化による健全な企業活動の確保

最後に、刑事司法の範疇を越えたより大きな社会経済的な観点から見てみましょう。

司法取引制度は企業にとって不正が発覚してその責任を追及される蓋然性を高めるので、不正行為に対する抑止機能を強化するものです。経営陣や職員にコンプライアンスについて緊張感を持たせるという点では、内部通報の促進や内部告発者保護制度と類似の機能を有していると言えると思います。そして、企業を平素から一層積極的に実効的なコンプライアンス体制の構築に取り組みさせることになり、コーポレートガバナンス、健全な企業活動の確保を通じ、社会経済全体の利益の増進に役立つと考えます。

このように司法取引制度は刑事司法の分野だけではなく、社会経済的にも大きな意義を有しているのです。

以上で私の話を終わります。ご清聴ありがとうございました。

残りの時間は質疑に充てたいと思いますので、活発なご質問を歓迎いたします。どのようなことでも結構ですので、ご自由にご発言をお願いいたします。

質疑応答

(会場1) 本日は貴重なお話ありがとうございました。

質問ですが、司法取引では、会社が社員の有罪立証に協力して免責を受ける、社員が会社の有罪立証に協力して免責を受けるというケースでは、ともに会社と社員が対立構造になってしまうというふうに認識しております。こういう状況に対して会社はどこまで社員の行動に規制をかけることができるのか、有責社員による会社の機密情報の漏洩に対して司法上は処罰可能なのか、それとも内部通報者保護と同じような取り扱いとなり、処罰は禁止されるのかという点について教えていただきたいと思います。お願いいたします。

(大野) ありがとうございました。

大変いいご質問をいただきました。刑事事件が起きた場合に、会社と役職員間に利益対立構造が生じます。今までもそうだったわけですが、司法取引を導入することによってそれが一層あらわになってくるということは先ほど申し上げたとおりです。そこで、今のご質問は、会社が内部規則を

決めるとか、あるいは業務命令をかけるということで、乱暴な言い方をしますと個人が勝手な動きをしないようにコントロールすることが認められるかというご趣旨だと思います。

司法取引制度というのは、お話の中で申し上げたように公益上必要性があるということで認められた制度です。それにもかかわらず、就業規則等で社員がそれに自由に応じられないような形にするというのは、社員個人に法律上認められた地位を否定することにもなりますし、また同時に公益上の要請にも背馳するものですので、公序良俗に反して無効になると思います。

したがって、事前に司法取引に応じることを禁ずることはできませんし、事後的にも社員が司法取引のために会社の秘密情報を検察側に漏らしたことを理由に懲戒処分に付したり、あるいは損害賠償請求を行うことも、同様の理由で基本的に認められないと考えます。さらに、会社のやり方いかんによっては、証人の立場に立つべき人間に圧力をかけたとか、会社の不祥事の隠蔽を図ったということで、厳しい社会的な批判を受けることにもなりかねません。

したがって、ご質問の中にありましたように、内部通報者保護と似たような問題意識をもって臨んでいただくのが適切ではないかと思えます。

(会場2) 本日は貴重なお話ありがとうございました。

企業が守るべきは企業の過去ではなく企業の未来だという、うちの経営陣にぜひ聞いていただきたいと思いましたが、質問は、司法取引も日本人の感情に合わないだろうけれども、リニエンシーの前例があるので使われるようにというお話でしたけれども、リニエンシーのほうは見通しが利くといいますか、何番まではどこまで免責されるか、課徴金はどれぐらいだろうというところが見えているので、企業としてはこれはしないと損だという判断がしやすい環境が整っていると思うのですが、司法取引に関しましてはまだ今のところ検察のほうもかなり抑制的な運用ともおっしゃっていましたし、その辺でどうしても実際の場面では躊躇するようなことになるのではないかと思っているのですが、その辺はどのように考えればよろしいでしょうか。

(大野) ありがとうございました。

これも非常に重要な点で、リニエンシーの場合には申請の順序と課徴金の免除、あるいは軽減される率がフィックスされていてわかりやすいのに対して、司法取引の場合にはこの点が明確さを欠き、やや雲をつかむようなところがありはしないかという点は、ご指摘の通りです。そして、今回の説明では触れませんでした。アメリカ等では量刑ガイドラインというものがあり、量刑相場が点数化されて示されているので、それを見ると司法取引でこれだけ軽くなったということが比較的わかりやすいのですが、日本にはそういうものがないので、ますます日本では一体どれぐらい軽くなっているのかがわかりにくいという点は否定できないと思います。

しかし、検察側としても、司法取引によって処分が軽くなるのが相手方つまり取引をする事件関係者に伝わらなければ、相手が乗ってこず、それでは折角新たな武器として導入された司法取引制度を活用できないことになってしまいます。したがって、相手にもメリットを感じてもらえるよう、かなり思い切った軽減策を講じ、それを具体的に説明することになるはずであって、それを見れば納得していただけるのではないかと思います。

今のご質問とは少し趣旨がずれるのですが、付け加えて申し上げますと、司法取引については、一般国民の正義若しくは公平感情に反するのではないかという文脈で議論されることが少なくありません。しかし、私は逆に正直者が損をしないようにする制度であるという点で一般の方に理解し

ていただけのではないかと考えています。これまでは正直に事実関係を明らかにして捜査に協力しても、その協力が処分の際にプラスに反映されているのかが必ずしも明らかではなかったため、正直にしゃべったのに無駄だった、あるいは却って不利な処分を受け、損をしたのではないかというような疑念を生じる場面があったような気がするのです。これに対し、司法取引では、正直に事実関係を明らかにして捜査に協力すれば、それが処分にも反映されることを確保する制度ですから、その点に着目すれば、むしろ国民一般の正義公平感情にも合致していると言い得ると思うのです。

(会場3) お話ありがとうございました。

3点ご質問させていただきたいのですが、まず1点目に、司法取引を行うには第1社として司法取引するということが重要だというお話だったのですが、仮に2位以降になってしまった場合は実際に認められないのか、それともそれなりに意味はあるのかということと、2点目に、カルテルの場合、必ず刑事告発されるというわけではないと思うので、リニエンシーは絶対結ぶことは必要と思うのですが、どのタイミングで司法取引をするべきかという点につきぜひお伺いしたいです。最後に、社内調査で本音を聞き出してということはかなり難しいと感じておりまして、その豊富なご経験からどういうふうに調査をしていけば元から本音を聞き出して調査を進めていくことができるかということについてお伺いしたいと思います。

(大野) 先にどこかが司法取引をした場合に検察側が重ねて司法取引に応じてくれるかと言いますと、多くの場合それは第1位のところから十分な証拠が出ていけば重ねて結ぶ必要性が乏しいということになると思いますが、そうではない場合もあると思います。例えば、第1位のところからでは出せない、出てこないような重要な証拠を提供できる場合であれば、第2位でも検察側にとってメリットがあるということになると思います。

それから、先ほど私が話の中で触れたように、その事件については第1位の司法取引者によってあらかたの証拠が出ていたとしても、別の事件がある場合には、それを持っていくということがあり得るわけです。つまり関連している事件がある場合には、それを持っていけばそれを含めて全体として司法取引することが可能であろうということです。

2つ目のご質問は、独禁法のカルテルの場合に、一方でリニエンシーがあり、他方で司法取引があるということですが、基本はやはり独禁法は公取の調査が先行するのが通常ですので、公取とリニエンシーを結ぶことをまず優先させるべきだと考えます。

そして、公取との間のリニエンシーによって、ある程度の実事関係が明らかになった場合に、司法取引を重ねて行うというような理由が果たして残るかどうかわれますと、それは事案によりますが、そこで勝負がついてしまっているケースが少なくないのではないかと思います。

ただ、公取のリニエンシー制度も今回独禁法が改正されて、十何年行われてきた非常にリジットなものからもう少し柔軟な形、順位だけで機械的に決まってしまうのではなく、実質的な貢献度も加味される、つまり今日お話した司法取引に似たような方向に変わってきています。そして、申請の順番の枠も撤廃されることになりました。したがって、リニエンシー制度がどう変わるのかということについてもご注目をいただきたいと思います。

内部調査において、どのように事実を判明するのか、これはおっしゃる通り非常に難しいことです。内部調査で全部事実が明らかになるのであれば、それこそ警察、検察はいらないということになってしまいます。けれども、会社は何と言ってもそれなりの資料をお持ちですし、内部調査に当

たっては外部の専門家弁護士にお願いするというケースも最近多いようです。そして、検察も、企業に対して100%解明して事件を持ってこなければ司法取引に応じないということではありません。したがって、できる限りのところまで調査した結果、犯罪の嫌疑が濃厚であるということがあれば、そこから先の解明は司法取引を受けた検察に委ねるという割り切りでよろしいと思います。

(会場3) 1点目なのですが、関連している事件であれば全体として司法取引することが可能ということでしたが、どの程度の関連性であればいいのかという点についてお伺いしたいのと、リニエンシーの件である程度公取の資料を引き継ぐので、もう司法取引の余地がなくなるのではないかというお話があったのですが、例えば告発前に先行して話だけ進めておくということもできるのでしょうか。

(大野) 多くの場合は関連しているだろうということに関連事件と申し上げましたけれども、関連していなければならぬという趣旨ではありません。当初の事件とはまったく関連しない別の事件ということもあり得ると思います。

また、公取の調査が先行すると言っても中には公取と検察が一緒になって事案の解明を進め、公取から検察に対する告発は起訴の前の日ぐらいに行われるという例もありますので、その場合には常にリニエンシーを先にしなければいけないということではありません。いずれにしましても、リニエンシーの方がややリジッドですから、まずはその順番を確保することが考えられますが、重ねて、検察との取引をするかどうかは事案によるので、弁護人の方を通じて検察当局とも相談すべきものと思います。リニエンシーを行ったときに司法取引をやらないというのは、検察側としてはリニエンシーで足りていればそこで賄えるのではないかというように考えるだろうということであって、会社側としては、刑事処分についても司法取引によって確かな見通しを得たいという場合に検察側をそれに応じさせられるかどうかは交渉次第ということになると思います。

(会場4) 日本版司法取引が最初導入されていたときには、やはり組織的犯罪ということで企業犯罪という話をあまり聞かなかったのですが、ところがいつの間にか企業犯罪というのがメインになっていて、例えば振り込め詐欺などは暴力団とかそういう黒幕がいるのではないかという話がありますけれども、結局今まで日本版司法取引が適用されたのはすべて民間企業だけで、ということで、これが結局検察として犯罪組織に対して日本版司法取引を導入することについて消極的なのか、それともたまたま出てきていないのかということについてご意見伺いたいと思います。

というのは、やはり民間企業ですと、先ほどおっしゃったように就業規則とかで違法な司法取引を縛ろうとすれば無効になるということで、法的な手続きでは従業員に対して何も拘束できない。ただ、犯罪組織とかですと、事実上家族に対する報復ということも考えられまして、日本の場合証人保護法というものが不十分なところがあるので、本当の犯罪組織に対して日本版司法取引というのが今後普及されていくのかということについてお伺いしたいと思います。

(大野) 非常に良いご質問をいただきました。

司法取引の対象犯罪である財政経済犯罪は企業犯罪であり、薬物銃器犯罪は組織犯罪の典型であると考えられ、立法に当たっては、その双方をターゲットにしたことは間違いありません。

今日、司法取引について企業犯罪に焦点を当ててお話ししたのは、皆さんが組織犯罪の関係者ではなく、企業から来られた方であるという、相手を見て話を絞ったところがあります。

ただ、それはともかくとしまして、組織犯罪については実は司法取引だけでは十分ではないところがあるのです。それがご質問の中で触れられた家族に対する報復というような点なのです。諸外国を見ても組織犯罪に対しては司法取引だけではなくて証人保護という制度がセットになってくっついています。証人保護というのは、例えばマフィアの事件等で証言をしますと親分に狙われて殺されかねないので、証人の名前も本籍もすべて変えて、別の土地に行ってしまうことによって報復から免れるというかなり思い切った制度なのです。

先日の刑事訴訟法改正では、組織犯罪について対応するためにそこまで取り込む余裕がなく、組織犯罪についてはなおやや中途半端な形になっております。日本の治安情勢がほかの国に比べればまだまだ非常にいいということもありますので、こうした制度の取込みに関する議論がどれぐらい熟していくのかというのは今後の動きをよく見ないといけないと思いますが、組織犯罪を有効に処罰するためには、この司法取引にプラスアルファの証人保護がセットになることが必要だろうと考えています。

(補注：質疑の場面では言い落しましたが、組織犯罪対策の関係では、2016年の法改正における通信傍受の範囲拡大と手続柔軟化が重要であり、その活用が大いに期待されることです。)

(会場5) 今日は大変ためになるお話ありがとうございました。

1点お伺いしたいのですが、日本版の司法取引制度の対象になっているような犯罪類型というのは、日本の企業側の視点としましては日本におけるリスクというよりは海外当局から制裁を受けるリスクのほうがむしろ大きいと認識しておりまして、今回その司法取引の制度の中で弁護士や第三者に開示された証拠が海外に拡散してしまうリスクというのが懸念の対象にはなると思うのですが、これについて少しお話いただければと思います。

(大野) おっしゃるとおり、日本で司法取引に応じて事件が公に確定された場合、それが海外にどう連動するのかというのは悩ましい問題です。例えば、アメリカでクラスアンファクションの対象になるのではないかとということで、それを避けることは難しいと言わざるを得ません。したがって、実際に司法取引に応じるかどうかという判断を行う際に、特に国際的な企業活動についてはその点についての考慮も必要だと思います。ただ、そうは言いましても国際間の司法協力も盛んになっており、企業犯罪摘発に向けた国際協力は今後もますます強化されていくだろうと思います。

もう1つ申し上げますと、概して海外の制裁のほうが日本の制裁よりも重いのですが、だからといって日本における司法取引に逡巡している間に、ほかの会社が司法取引をしたり、あるいはその役職員が待ちきれなくなって司法取引をしてしまうという場面もあるので、いろいろな要素を総合的に判断して対応を決めるべきだと思います。ただ、今おっしゃられた点は、重要な考慮要素の1つだと思います。

(会場6) 今日はありがとうございました。

日産はこの司法取引によって得をしたのでしょうか。有価証券報告書の虚偽記載というのは概ねアメリカではエンロンなどの粉飾決算、株主利益を大幅に害する、これに関してアーサー・アンダーセンの若い弁護士が証拠隠滅のメールを1通送っただけで5万人の会社のアーサー・アンダーソンは消滅しました。

今回は粉飾決算ではなくて取締役の報酬の虚偽記載ということで、それも取締役の報酬として決

まっていたのか、要するに事実と反する虚偽内容を記載していたのか、それなら初めて虚偽なことを書いたということによって犯罪が成立したはずです。事件が大きく騒がれているわりにはその辺の論点整理が全然わかりません。もっとシンプルな争点整理ができてよかったですのではないかと思います。日本の刑事司法はどうかと言われるような話になったときに、安倍首相が日産内部で解決してくれればよかったのという言葉が漏らされたと聞きました。不適格な取締役は解任できるはずですが、EUなどでは不適格な行為をした取締役はEU国内全体で取締役資格がなくなります。日産の株価は刑事事件化したことで大きく下がりましたが、そういうことが1つ司法取引の波及効果ですが、その関係をどう評価するかということと、日本の刑事治安について見られる点を言いますと、日本の刑務所人口は1億人の人口に対して2万数千人ととても少ないです。先日シンガポールの人が講演していたのを聞きましたら、シンガポールは560万人の人口に対して刑務所人口は1万人だそうです。治安がいいと言われているシンガポールでそれです。日本は非常に刑事治安がよいところです。

ところが企業の経営者の方や職員の方が一旦特捜部や警視庁に目をつけられますと大変な負担を背負うことになります。ゴーン事件の推移を見ましても、特捜部の圧倒的な力の前に弁護士と個人ができることは非常に小さいです。刑事事件の全体治安は非常にいい中で、特定の個人に対してそこまで力を入れてやる必要があるのか、その処罰権を決定するそれ自体はずいぶんシンプルでありました。それに対してかけているエネルギーが大きすぎないか。

端的には村木さん事件がありました。村木さんも司法取引ではありませんけれども、自分の部下の係長が課長から言われてやったという供述を検事にしゃべったのですが、それはまったく虚偽でした。彼女がその事件から解放されるまでにどれだけの時間と労力を要したか、弁護士に対して支払った費用はどれだけであったか、側聞するところだと3,000万ぐらいかかったと聞いております。このような重い手続きを今後ともとっていくのか、企業が過去を振り返らず未来を見ろといったら、検察は過去のいきさつから日本が今海外からこれはフェアな制度なのかと言われかねない状況を今是正すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(大野) まず、日産がこの一連の事件で得をしたか損をしたかというのは私の論評の限りではありません。また、問われているのは起訴された事件が成立するかどうかということも、証拠の内容を承知していないのでお答えできません。

ただし、今言われたのは虚偽記載のお話を中心でしたが、それに続いて起訴された特別背任事件になりますと、基礎額は両方合わせて20億をはるかに超えており、刑事事件としては重大なものであると言わざるを得ず、司法取引を活用することによって国外にまたがる困難な事件を訴追に持ち込んだことには画期的な意義があると思っています。

次に、ゴーン氏を起訴することにより、特定の個人に負担をかけたことが相当かどうかという点ですが、私が今回の事件でつくづく感じたことは、一国の法文化、法律制度の中でとりわけ重要なことは、どのような権力者でも、あるいはどのような金持ちでも社会の共通ルールである法律を破れば訴追されて処罰されるのだという、その点だということです。ゴーン氏のようにカリスマ性のある経営者で世界的な有力者であっても、犯罪の嫌疑が濃厚であれば、裁判にかけられ、その責任を追及されるのだという、その信頼が法治国家としての日本の根本にかかわってくるというように感じています。それだけに、ゴーン氏がお金にものを言わせて外国に逃げてしまったことには、日本国民としては納得がいかない方が多いだろうと思います。

ご質問の中で、ゴーン氏という特定の個人に負担をかけたことには疑問があると言われましたが、それなりの嫌疑がある中で、裁判を受けて有罪が確定すればその刑に服するのが当然であって、今回の訴追がゴーン氏に不当な負担をかけたとは考えません。

もう1つ、今のご発言には起訴された者の負担を考えてさらに起訴を絞っていくべきだというように受け取れるところがあったのですが、果たしてそうなのでしょうか。日本は確かに有罪率が非常に高いのですが、それは先ほど申し上げたように起訴を絞っているからで、不起訴とされた事件の中には他の国であれば裁判にかけて裁判で有罪、無罪を決めてもらうものもあるのではないかと思います。日本は起訴された場合の負担のことを非常に重視して、起訴を絞っていますので、例えば被害者から見たとき、あるいは社会一般から見たときに、何で裁判にかけられないのかと思われる事案もあるのではないかと考えています。そうした状況に照らすと、起訴を一層絞っていくべきだというのは巨視的に見ていかがかというように思います。

他にもいろいろなご意見はあるかと思いますが、そろそろ時間が来たようですので、これで終わらせていただくことにします。

活発なご質問、どうもありがとうございました。

(山下) あらためて大野元検事総長に御礼を申し上げます。

公益財団法人国際民商事法センター
〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル
TEL : (03) 3505-0525 FAX : (03) 3505-0833
E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp
担当 : 青木